

## 各部会・分科会からの報告

- ・文化政策部会関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・美術品補償制度部会関係資料・・・・・・・・・・・・ 2
- ・世界文化遺産・無形文化遺産部会関係資料・・・・ 3
- ・国語分科会関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・著作権分科会関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・文化財分科会関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 文化政策部会における審議状況と今後の主な課題

### 1. これまでの審議状況

- 平成23年2月に閣議決定された「第3次基本方針」の重点戦略に基づく施策の着実な進行管理を図ることとして、これらの施策の実施状況の検証を行った。今期は、合計4回に亘る審議を行った。
- 今年度は、「第3次基本方針」の実行の3年目に当たる年度であるが、これまでの間、東日本大震災が発生するとともに、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の成立等の新たな動きがあった。また、昨今では、文化芸術により子供たちの能力を引き出すための取組の大切さや、関係省庁間の連携の重要性が指摘されている。
- こうした状況等を踏まえ、東日本大震災からの復興のための取組、教育と芸術との関係の在り方、省庁横断的に、文化芸術振興の取組の在り方等について、審議を頂いた。

#### <主な審議事項等>

- (1) 東日本大震災からの復興のための取組に関する事項
  - ・ 紺野美沙子委員より、被災地公演についてのヒアリング
  - ・ 赤坂憲雄委員より、被災地における取組についてのヒアリング
- (2) 教育と芸術との関係に関する事項
  - ・ 湯浅真奈美委員より、英国における学校教育における芸術活動をヒアリング
  - ・ 仲道郁代委員より、これまでの音楽ワークショップ活動をヒアリング
  - ・ 上野学園大学より、音楽ワークショップ実践者養成講座についてヒアリング
- (3) 省庁横断的な文化芸術振興の在り方に関する事項
  - ・ 総務省、外務省、経済産業省、観光庁から概算要求の状況と文化政策全般について、自由討議

### 2. 今後の課題

- 今期まで、審議を行ってきた文化政策の現状・課題を踏まえ、現行の「第3次基本方針」の改訂に向けた審議を開始する予定。
- また、2020年に向けた文化振興の在り方についても検討を行う。

## 美術品補償制度部会における審議状況と今後の課題

### 1. これまでの審議状況について

#### ○第3期美術品補償制度部会における答申状況

第3期美術品補償制度部会は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号。以下「美術品補償法」という。）第12条第2項の規定により審議会の権限に属せられた事項として、展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する契約を展覧会の主催者と締結することについての適否を審議している。

今期は申請のあった展覧会4件（下表参照）について、契約を締結することが適当である旨の答申を得ている。

	展覧会名	主催者名	開催期間
1	特別展「上海博物館 中国 絵画の至宝」	東京国立博物館	・平成25年10月 1日～11月24日
2	「印象派を超えて一点描の画家たち ～ゴッホ、スーラからモンドリアンまで」	国立新美術館 広島県立美術館 愛知県美術館 中日新聞社 日本放送協会 NHKプロモーション	・平成25年10月 4日～12月23日 ・平成26年 1月 2日～ 2月16日 ・平成26年 2月25日～ 4月 6日
3 4	平成26年3月10日現在、契約未締結のため非公表		

#### ○美術品補償制度に係るヒアリングの実施

平成23年6月に施行された美術品補償法の附則においては、法律の施行後3年を目途として、法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

このため、法律の施行後3年が経過するのを前に、今期の部会においては、美術品補償制度に係る問題点や課題を抽出するため、マスコミ、美術館、関係団体及び有識者から4回にわたりヒアリングを行った。

### 2. 今後の課題について

- 引き続き、補償契約の締結に関する審議を行う。
- 関係機関等からのヒアリングを踏まえ、美術品補償制度の改善に向けた論点をまとめるとともに、制度の適切かつ円滑な運用に向け、審査方法等の改善を進める。

## 世界文化遺産・無形文化遺産部会における審議状況と今後の主な課題

### 1. これまでの審議状況

#### ○ 世界文化遺産特別委員会の調査審議について

世界文化遺産・無形文化遺産部会のもとに世界文化遺産特別委員会を設置し、世界遺産条約に基づく「世界遺産一覧表」に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を世界文化遺産として記載すべくユネスコに対して推薦することにつき調査審議を行った。その後、部会における調査審議を経て文化審議会として推薦候補とすることが了承された。

「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について（平成24年5月25日閣議決定）」に基づき、「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」において「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」について推薦候補として決定された。その後、政府内で調整が行われ、閣議了解を経て平成26年1月に「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の推薦書がユネスコへ提出された。

なお、平成24年1月に推薦された「富士山」については、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」として平成25年6月26日に世界文化遺産一覧表に記載されたことが報告された。

#### ○ 無形文化遺産特別委員会の調査審議について

世界文化遺産・無形文化遺産部会のもとに無形文化遺産特別委員会を設置し、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」に関し、我が国としてユネスコに提案する案件等について調査審議を行った。

また、平成25年3月に「和紙：日本の手漉和紙技術」の提案書等がユネスコへ提出されたこと、及び平成23年3月に提案された「和食；日本人の伝統的な食文化」については、平成25年12月4日に代表一覧表に記載されたことが報告された。

### 2. 今後の課題

○ 引き続き、世界文化遺産条約及び無形文化遺産保護条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定。

## 国語分科会における審議状況と今後の主な課題

### 1. これまでの審議状況

#### ○ 漢字小委員会について

「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」（国語分科会，平成25年2月18日）で取り上げた事項の一つである「常用漢字表の手当てについて」において，具体的な課題として挙げた異字同訓の漢字の使い分けについて検討し，「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）を取りまとめ，2月21日に国語分科会了承。

#### ○ 日本語教育小委員会について

昨年度に取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で整理した11の論点に関し，意見やデータの収集及び整理を行い「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を，1月31日に取りまとめ。

### 2. 今後の主な課題

#### ○ 漢字小委員会について

引き続き，「常用漢字表の手当てについて」に関わる課題を取り上げ，検討予定。

#### ○ 日本語教育小委員会について

「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を踏まえ，日本語教育におけるボランティアの位置付けや在り方について検討を行うとともに，必要な調査研究等について検討・実施予定。

## 著作権分科会における審議状況と今後の主な課題

### 1. これまでの審議状況

- 平成25年5月に「出版関連小委員会」、「法制・基本問題小委員会」及び「国際小委員会」を設置した。
- 「出版関連小委員会」においては、出版者への権利付与等について検討を進め、関係団体からのヒアリングや意見募集も実施した。その結果を踏まえて更に議論を行った上で、平成25年12月、電子書籍に対応した著作権を整備することが適当であるとする報告書を取りまとめた。
- 「法制・基本問題小委員会」においては、「クラウドサービス等と著作権及びクリエイターへの適切な対価還元に係る課題」について、著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチームを設置し、検討を進めた。また、「裁定制度の在り方等に係る課題」について検討を進めた。
- 「国際小委員会」においては、「インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方」、「著作権保護に向けた国際的な対応の在り方」、「知財と開発問題、フォークロア（伝統的文化表現）問題への対応の在り方」及び「主要諸外国の著作権法及び制度に対する、課題や論点の整理」について検討を進めた。

### 2. 今後の課題

- 今後も引き続きの検討が必要とされた課題等については、対応することが必要である。

## 文化財分科会における審議状況と今後の主な課題

### 1. これまでの審議状況

#### ○第13期文化審議会文化財分科会における答申状況

第13期文化審議会文化財分科会（平成25年3月～）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第153条の規定による審議会の権限に属する事項として、国宝・重要文化財等の指定・選定等（125件）、登録文化財の登録等（464件）及び現状変更の許可等（1,661件）について審議を行い、下表のとおり答申を得た。

指定・選定等	125件
国宝・重要文化財（建造物）の指定 <small>ぼん な じ ほんどう</small> ・ 鏝阿寺本堂 等	19件
重要文化財（建造物）の指定解除 <small>きんざんじほんどう</small> ・ 金山寺本堂	1件
重要無形文化財の指定・認定 <small>きん ま やました よしと</small> ・ 蒟醬 山下 義人 等	4件
重要有形民俗文化財の指定 <small>えちぜん わ し せいさくようぐ せいひん</small> ・ 越前和紙の製作用具及び製品	1件
重要無形民俗文化財の指定 <small>はな わまつり や たいぎようじ</small> ・ 花輪祭の屋台行事 等	5件
史跡名勝天然記念物の指定 <small>まきむくいせき</small> ・ 纏向遺跡 等	82件
重要文化的景観の選定 <small>ひねのしよおおぎ のうそんけいかん</small> ・ 日根荘大木の農村景観 等	9件
重要伝統的建造物群保存地区の選定 <small>つわのちようつわ の でんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく</small> ・ 津和野町津和野伝統的建造物群保存地区 等	4件
登録・記録選択等	464件
登録有形文化財（建造物）の登録 <small>きゆうなんぶけべつていしゆおく</small> ・ 旧南部家別邸主屋 等	393件
登録有形文化財（建造物）の抹消 <small>さとうけじゆうたくのみき ば</small> ・ 佐藤家住宅呑切り場 等	46件

登録有形民俗文化財の登録 <small>あきたなんがい しごとぎ</small> ・秋田南外の仕事着 等	4件
登録記念物の登録 <small>ながさきげんぼくいせき きゆうしるやまこく민がつこうこうしや</small> ・長崎原爆遺跡（旧城山国民学校校舎） 等	16件
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 <small>あさくさじんじや</small> ・浅草神社のびんざさら 等	5件
現状変更等	1,661件
国宝・重要文化財（建造物）の現状変更等の許可	12件
史跡等の現状変更等の許可	
・史跡に係るもの	888件
・名勝に係るもの	383件
・天然記念物に係るもの	375件
重要文化財（美術工芸品）の買取り	3件

## 2. 今後の課題

- 引き続き、国宝・重要文化財等の指定等について審議する。

※今期（第13期）最後の文化財分科会を3月18日（火）に開催予定。



国宝（建造物）

## 鑲阿寺本堂

【所在地】 栃木県足利市

鑲阿寺は、足利市の中心市街にある、真言宗寺院である。境内は足利氏の居館跡と伝え、周囲に土塁と濠がめぐる。

鑲阿寺本堂は、大日如來を本尊とし、現在の建物は7代足利貞氏により正安元年（1299）に建立されたもので、応永14年（1407）から永享4年（1432）の修理により、柱と小屋組を強化して本瓦葺に改められた。その後、室町時代末期までに背面向拝をつけ、江戸時代中期に正面向拝が改造された。

平面は、典型的な密教本堂の形式だが、内外の組物は、禅宗様の詰組とする。

鑲阿寺本堂は、東日本を代表する中世の密教本堂で、当時最新の禅宗様をいち早く導入した建物である。わが国の宗教建築の構造と装飾の発展に寄与した禅宗様の、受容と定着の様相を示す遺構として極めて高い価値が認められる。

また、様式の撮取には要素の選択が認められ、我が国における外来新技術の受容のあり方を示しており、文化史的に深い意義を有している。



## 史跡

### まきむくいせき 纏向遺跡

【所在地】 奈良県桜井市

奈良盆地東南部に所在する、3世紀初頭に突如出現し4世紀初めまで営まれた大規模な集落跡で、東西2km、南北1.5kmという、当該時期では類をみない規模である。今回指定したのは、その中の辻地区と太田地区、14,000㎡である。

辻地区では、多数の掘立柱建物<sup>ほったてばしらたてもの</sup>、大規模な水路、祭祀土坑などが検出されている。中でも3世紀前半期の3棟の掘立柱建物は、東西に軸線と方位を揃え、強い規格性を有しており、居館を構成する施設とみなされる。

一方太田地区では、掘立柱建物<sup>ほったてばしらたてもの</sup>、祭祀土坑などと、墳長28mの前方後方墳（メクリ1号墳）、方形周溝墓、木棺墓、土器棺墓なども検出されている。

注目される遺物としては、関東から北部九州という広範囲にわたる他地域の土器、銅鐸片や鳥形・舟形の木製品、木製仮面などがある。

本遺跡は、3世紀初頭から4世紀初めにかけて営まれた集落跡で、当該時期の首長居館の構造、墓制や祭祀のあり方などを知ることができる。周辺には纏向古墳群や箸墓古墳も存在し、これらの古墳との関わり、すなわち大和政権と関わりある遺跡とみなされ、我が国における古代国家形成期の状況を知る上できわめて重要である。



纏向遺跡（辻地区）の掘立柱建物



纏向遺跡出土木製仮面

## 重要無形文化財

### 重要無形文化財「蒔醬」 保持者 山下 義人

蒔醬は、漆を素材とする漆芸の技法のひとつである。漆を塗った表面に彫刻刀で文様を彫り、その窪みに色漆を埋めて、文様を研ぎ出し、磨き仕上げる。我が国では、古来の線彫りに加え、点彫りや面彫りなど様々な技法が行われるようになり、我が国の主要な漆芸技法となっている。

同人の蒔醬の技法は面彫りを特色とする。幅広い彫りと色埋めを丹念に繰り返し、濃い色から淡い色に至る数十色の色漆を塗り重ねて緻密なグラデーションを表現する。その作風は、自然の微妙な生動を詩情豊かに表現するものである。日本伝統工芸展等で受賞を重ね、さらに紫綬褒章を受けるなど高い評価を得ており、後進の指導・育成にも尽力している。



蒔醬箱「山笑う」(平成23年)